

研究ノート

市場価値

—需給と労働価値規定の接点—

山本 寿一

I はじめに

II 市場価値概念の考察

- (1) 「社会的価値」と「価値」
- (2) 「市場価値」と「社会的価値」

III 市場価値規定と価値法則の貫徹

(1) 需給関係と市場価値の諸規定

(2) 社会的欲望と「社会的必要労働時間」の概念

IV まとめ

補論：「虚偽の社会的価値」理解の新視角

I はじめに

『資本論』第3巻第2篇第10章は、全巻のなかでも最も難解な部分の一つとして知られている。その難解さの原因の一半が、同じくマルクスの未完成稿を元に編纂された他の部分（第2巻と第3巻の全部）と比べても、ひととき草稿の色合いが濃いということにあるのは確かであろう¹⁾。しかし、より根本的な原因は、そこで示されている理論内容そのものにあると言える。

困難な論点の最たるもののひとつは、需給不均衡の市場価値規定（平均的な、あるいはその部門の大量を占める商品の個別的労働時間ではなく、最も高い、あるいは最も低い個別的労働時間によって市場価値が規定されるとする規定）に従うと、個別的価値の総計と市場価値の総計とが必然的に乖離し、したがって、価値の大きさはその実体である労働の大きさによって規定されるという『資本論』

冒頭の規定と矛盾するように見える、という点にある。さらにこの問題はまた、市場価値の規定が需給均衡の場合と不均衡の場合とで異なるならば、需給関係、したがって需要要因が、多かれ少なかれ価値の大きさの規定に関与することになるのではないか、という疑問とも繋がってくる²⁾。ともかく問題の発端が、第10章において需給状態に応じた2様の市場価値規定（以下ではさしあたり簡単に、需給均衡の際の規定を「平均規定」、不均衡の際の規定を「限界規定」と呼ぶ。両者それぞれ

1) 最近の『資本論』研究においても、第2巻・第3巻の草稿研究が精力的に行われているのが目立つ。例えば、市場価値論との関連で言えば、大谷禎之介「『資本論』第3部第1稿について——オリジナルの調査にもとづいて——」（法政大学『経済志林』第50巻第2号、1982年10月）がある。

2) 同様な問題認識は多くの市場価値論研究者に共通していると言ってよからう。例えば、高木彰氏は『市場価値論の研究——市場価格論序説——』（岡山大学経済学部、1982年、のちに御茶の水書房から刊行）のなかで次のように述べておられる。「市場価値が『限界規定』によって規定されるということは、『社会的欲望』、社会的需要が価値の大きさを規定するということを含意しているのであり、それは、『限界規定』をも包括する労働価値論の論理整合的な展開が可能か否かということに関連するのであり従って、いわば労働価値論の根底の理解にまで関わる問題を含むのである。」（同書、188ページ）ただし、「限界規定」を承認することがはたして氏の言われるように「社会的需要が価値の大きさを規定するということを含意している」ことになるか否かは、本稿での考察を待って結論を下す必要がある。

れについてのさらに立ち入った議論は本論のなかで行う)が与えられていることにあるのは確かであり、これを『資本論』冒頭の価値規定との関連で整合的に説明することなしには、問題の根本的な解決が図れないのは当然である。ところが従来の議論の主だったものを顧ると、この冒頭の価値規定との関連を説明することに十分成功しているとは思われない。もちろんこの論点をまったく欠いた議論はないが、しかし深く立ち入ることなく、市場価値の2様の規定相互の関連と違いを、あくまで市場価値論の枠内で説明しようとしがちである。

例えば、かつて通説的地位にあって、わが国では横山正彦氏や遊部久蔵氏に代表される見解では、2つの規定の相違を、生産技術の普及過程における支配的地位の推移を反映したものと説明されている³⁾。これに対し、まず言えることは、従来の多くの批判のなかですでに指摘されているように、そもそも「限界規定」が需給不均衡の際の規定であることの説明にはなっていないということである。したがって、需給状態に応じた両規定の違いを冒頭の価値規定との関連で説明するということに論議が及んでいないのは当然である。この見解では冒頭の価値規定との関連については、市場価値が1巻段階の価値の具体的な形態であるというような、「価値」と「市場価値」とのきわめて簡単な概念的相違を指摘するだけで終わっている。

次に、この通説に対する有力な批判として

3) 横山正彦氏の所説については、「マルクス価値論における一基本問題——『社会的必要労働(時間)』をめぐる——」(東京大学経済学部創立三十周年記念論文集『理論経済学の諸問題』有斐閣, 1949年, 所収。のちに、同著『経済学の基盤』東京大学出版会, 1955年, に収録)を参照。また遊部久蔵氏の所説については、同著『価値と価格』(青木書店, 1948年)第7章, および『価値論争史』(青木書店, 1949年)第4章, を参照。

現れた大島雄一氏と高島永幹氏の所説について見ると、「平均規定」を一般的規定, 「限界規定」を特殊規定として位置づけられている⁴⁾。そして大島氏にあっては後者を, 独占の存在のケースや景気循環の諸局面でのケース, また土地の介入による資本の運動の偏差のケースのような社会的生産の特定の状態に対応するものとして説明されている。しかしどちらが一般的で, どちらが特殊かは別にして(実際, 「限界規定」の方が一般的で「平均規定」の方が特殊だとする説もある), こうした区別だてををするだけでは, なぜ労働量と乖離するような市場価値規定が冒頭の価値規定と矛盾なく成立し得るのか(たとえ特殊な場合においてであれ)を説明したことにはなるまい。

以上のように, 従来の諸説にあっては, 第10章で与えられている市場価値規定が現実のどのような事態に対応するものかを説明するに止まっており, 価値理論の問題として市場価値規定(特に「限界規定」)の成立根拠を十分に説明するものとはなっていないのである。そしてさらに言えば, この基本問題が十分に解決されていないがゆえに, 派生的な諸問題にも明確な説明を与えられないままで終わっているのである。そこで本稿ではまず, 市場価値の概念をいわば洗い直すことから始めることにする。そうして市場価値概念の明

4) 大島雄一氏の所説については、「市場価値論への覚え書」(名古屋大学『経済科学』第7巻第1号, 1959年7月), 「市場価値論争——『社会的必要労働時間』論争について——」(遊部久蔵ほか編『資本論講座』4, 青木書店, 1964年, 所収), 『価格と資本の理論』(未来社, 1965年)などを参照。また, 高島永幹氏の所説については, 「『社会的必要労働時間』にかんする技術説について——横山教授の所説に対する疑問——」I・II (『茨城大学農学部学術報告』第6・7号, 1958・59年), および「マルクス市場価値論におけるいわゆる『不明瞭な箇所』について——価値の平均規定と限界規定——」(『茨城大学農学部学術報告』第8号, 1961年)を参照。

確化を図ったうえで、あらためて市場価値規定の意義について価値法則の貫徹という視角から考えてみたい。最初の考察でカギとなるのは「社会的価値」の概念であり、あとの方の考察の中心となるのは市場価値の「限界規定」である。またそれとの関連で、「社会的必要労働時間」の概念に関する一定の所見も提示できるようになろう。

Ⅱ 市場価値概念の考察

市場価値の概念を考えるに当たって、まず述べておきたいのは、この概念についての明瞭な規定が第10章のなかに見当たらない、ということである。もちろん、市場価格の変動の中心であるとか、個別的価値とは区別されねばならない（換言すれば、「社会的価値」である）とか、あるいはまた、「市場価値は、一面では、……諸商品の平均価値とみなされるべきであり、他面では、……その部面の生産物の大部分をなす諸商品の個別的価値と見なされるべきであろう」（KⅢ. 187～185）⁵⁾ というような記述は見受けられる。しかし、もっと端的で直接的な概念規定は与えられておらず、したがってこの概念をより明瞭に把握しようと思えば、これらの断片的な諸記述にもとづいて考察を深めていくしかない。しかしそれらの諸記述を整理することによって、「価値どおりの価格」（KⅢ. 184）、「価格の不断の騰落」の「重心」（ともに、KⅢ.187）

といった諸規定は得られるものの、市場価値概念をより根本的に理解するためには、どうしても『資本論』冒頭で与えられている「価値」概念との関係を問わざるをえないのである。

「価値」と「市場価値」との関係ということでは、「市場価値」が市場での競争をとおして現われる「価値」の具体的な形態であるという理解には、さほど異論は出ないであろう。しかし単に「具体的形態」であると言っただけでは、この概念の理解がそれほど大きく前進したことになるとは思われない。さらに進んで、この具体的な意味内容について、もっと立ち入って考察される必要があるだろう。そこで以下では、社会的価値という概念を手掛かりにして、市場価値概念のいっそうの明確化を試みたい。ところでマルクスは第10章のなかで、商品が価値どおりに売られるためには2つのことが必要であるとして、「第1に、異なる個別的価値が一つの社会的価値に、前述の市場価値に、均等化されていなければならない……」（KⅢ. 130、強調は原文のもの）⁶⁾と述べている。このようにマルクスは「市場価値」と「社会的価値」という2つの用語をほとんど同義のものとして扱っているように見え、そのこともあってか、従来はこの両者の違いについてほとんど問題にされてこなかったように思われる。しかし私は、この両概念を区別し、その差異と連関を問うことは、「市場価値」概念自体を明確にするうえで極めて重要だと考える。そこでまず「社会的価値」とは何かについて述べる必要があるが、しかしこの概念についても必ずしもすでに明らかであるとは言いがたい。明らかなのは、それが、「個別的価値」という概念に対立する概念だということぐらいであろう。この概念が不明瞭さを免れないのは、『資本論』の冒頭で規

5) 以下、『資本論』現行版および『剰余価値学説史』から引用の際は各々を「K」と「T」で表わし、巻数を示すローマ数字を添えて「KⅢ」（『資本論』第3巻）のように記す。またページ数は、Marx-Engels Werke, Bd. 23～26, Berlin, Dietz Verlag, 1962～68,（邦訳、大内兵衛・細川嘉六監訳『マルクス＝エンゲルス全集』第23～26巻、大月書店、1965～74年）の原ページ数のみを付記する。なお、『資本論』の訳文は主として最新の新日本出版社版に（『剰余価値学説史』については『全集』版に）依拠するが、若干変更した部分もあり、責任は筆者にある。

6) 以下、断りのない限り、引用文中の強調は原文のものである。

定されている「価値」の概念との関係が明確でないからである。それゆえ最初に明らかにされねばならないのは、「社会的価値」と「価値」との概念的関係である。

(1) 「社会的価値」と「価値」

「社会的価値」と「価値」との概念的な区別についても、マルクスは『資本論』のなかで明確な説明を与えていないようである。管見のかぎりでは、「社会的価値」という用語が『資本論』のなかで最初に登場するのは第1巻第10章「相対的剰余価値の概念」においてであって、そのなかの「特別剰余価値」を説明する叙述部分に見受けられる⁷⁾。しかしマルクスはその部分でこの用語をまったく説明抜きに、まるで説明済みの用語でもあるかのように用いている。だからこの用語の外見だけに囚われていると、こうした用語法はマルクスらしからぬ手落ちであるかのようにさえ見える。しかし「社会的価値」とは「社会的労働時間」によって規定された「価値」であると考えれば、そうした疑念は氷解する。というのは第1に「社会的労働時間」という概念は、『資本論』の冒頭で価値の大きさの規定を説明する際に、「社会的必要労働時間」という概念を単純化した表現としてすでに登場するし、それ以降「社会的必要労働時間」ないし「社会的労働時間」という用語は頻繁に用いられているからである。また第2には、

7) 「この商品の個別的価値は、いまではその社会的価値よりも低い」「商品の現実の価値は、その個別的価値ではなく、その社会的価値である」(共に、K I. 336) など。

8) 「彼の個別的労働時間の生産物は、いまではもう半分の社会的労働時間を表すにすぎず……」(K I. 53)。なお新日本出版社版では、ここでの「個別的労働時間」は「個人的労働時間」と訳されている。注7)の引用文で見られるように、同じ原語(individuell)が他方では「個別的」と訳されており、不統一の感が否めないが、これはやはり「個別的」に統一するのが妥当だろう。

この「社会的労働時間」という用語が「個別的労働時間」という用語と対比的に用いられている⁸⁾という点から見ても、「社会的価値」概念との密接な関連を見て取れる。したがって、なるほど「社会的価値」についての直接的な説明はないが、マルクスとしては、「社会的労働時間」の説明によってすでに説明済みの用語として用いたのであろう。

さて、このように考えると、他ならぬ「社会的(必要)労働時間」の概念規定を媒介として「社会的価値」と「価値」との概念的な関係が浮かび上がってくる。結論的に言えば、すでに上で述べたように、「社会的価値」とは「社会的(必要)労働時間」によって規定された「価値」であるということだが、ここで注目する必要があるのは次の諸点である。

まず第1に明らかなことだが、「社会的価値」と「価値」とは、厳密には決して同じ概念ではない。しかし従来ややもすれば、「社会的価値」という用語が「価値」の社会的性質を強調するにすぎない概念であるかのように理解されてこなかっただろう⁹⁾。

9) 例えば宇野弘蔵氏の著作のなかには次のような文言が見出される。「商品の価値といえは市場を媒介にして社会的に決定されたものであって、個別的価値というのは、それ自身矛盾したもののように聞こえるが、しかし商品の価値は単に市場における交換によって決定されるというものではない。」(『経済原論』第3篇「C 生産価格と市場価格。資本の競争」、『宇野弘蔵著作集』第1巻所収、331ページ、注1)ここで宇野氏が「商品の価値」と言っておられるのは明らかに商品の「社会的価値」のことである。この点が明確になっていれば決して、「個別的価値」というのは、それ自身矛盾したもののように聞こえ」はしないであろう。もっとも、こうした無区別は宇野氏だけのものではないし、またマルクス自身も『資本論』のなかで常に区別した言い方をしているわけでもない。しかし『資本論』の冒頭で規定されている「価値」とその大きさが問題になっている場合の「価値」(実質的には「社会的価値」とは同じではないことを常に念頭におく必要があるのであって、後述のように、両者の区別に対する無自覚が、

第2に重要なのは、「社会的価値」と「価値」との概念的な差異をもたらすのが「社会的（必要）労働時間」だということである。なぜなら、「社会的（必要）労働時間」とは、言うまでもなく「価値」の大きさの規定要因だが、「商品の現実の価値」（K I. 336）である「社会的価値」が、単に抽象的人間労働の社会的性格（異種労働の同等性）にもとづく「価値」の社会性（または社会的本質）¹⁰⁾だけでなく、それに加えて「社会的（必要）労働時間」の社会性という規定性も含んでいることがわかるからである。したがって、「社会的価値」とは、もはや決して単なる「価値一般」（単に質的规定が与えられた論理段階での「価値」）¹¹⁾ではなく、そうした規定を含みつつもさらに詳しい規定を与えられたより複雑で具体的な概念であると言えるのである。

そこで、「社会的価値」を「価値」と区別し、「社会的価値」を固有に特徴付ける規定性をもたらしている「社会的（必要）労働時間」について、あらためて考えてみることにしよう。ただし、ここで焦点を当てるのはその社会性についてだけであり、概念内容についてはⅢで論じることになる。

まず確認しておくべきなのは、「社会的（必要）労働時間」は、同一種類同一品質の商品が多数の独立した生産者によって生産されているという前提状況のもとで登場する概念だ

ということである。つまり「社会的（必要）労働時間」の社会性は、同一の生産部門内における同一種類の諸生産者（あるいは諸労働）間の社会性にもとづいている。それはいわば同一性にもとづく社会性であって、「価値」概念の方の社会性、すなわち種類の異なる商品間の、したがってまた種類の異なる諸労働間の抽象的人間労働としての同等性＝社会性とは明らかに異なっている。念の為に言えば、前者はもちろん後者を前提しているし、基礎としている。ある商品の価値性格は決して部門の同一性によって与えられるわけではない。しかし前者の、生産部門の同一性にもとづく社会性は、後者の「価値一般」としての社会性に解消されるものでもないのである。

ところで、「社会的（必要）労働時間」の社会性の基礎を明らかにしただけでは十分ではない。「社会的価値」の概念を理解する上でさらに重要なのは、「社会的（必要）労働時間」と「個別的労働時間」との対立関係である。「社会的（必要）労働時間」は一般に、個々の生産者の直接的な労働支出時間＝「個別的労働時間」とは一致しない。ところが個々の商品の「現実の価値」は「個別的労働時間」ではなく「社会的（必要）労働時間」によって規定される。言うまでもなく「社会的（必要）労働時間」も一定の長さの労働時間だから、そのことは、ある特定の労働時間がその部門全体の一般的・統一的な労働時間としての性格を有することを意味する。（もちろん「社会的（必要）労働時間」はその部門の諸「個別的労働時間」から超絶しているのではなく、それ自体が生産者間の競争を媒介とした相互関係の所産であり、したがって全体としての諸「個別的労働時間」によって制約されている。）そして端的に言えば、「社会的（必要）労働時間」の社会性、それゆえまた「社会的価値」の固有の社会性とは、このような部門全体の労働時間としての一般的・統一的な性格そのものにあるのであって、費

「市場価値」概念の理解を不鮮明にしてきたとも言えるのである。

- 10) 「価値」が商品の社会的本質であり、したがって「価値」概念がすでにそれ自体として社会性というモメントを含んでいることは明白である。なお、この論点に関しては拙稿「抽象的人間労働の考察——労働の社会的性格と抽象的人間労働——」（『立教経済学研究』第40巻第4号、1987年3月）での考察を参照されたい。
- 11) マルクスは古典派の価値論を批判するなかで、「価値一般について言えば」（T II. 94, 「注31」）として、「価値」の質的规定と量的規定の区別の重要性に触れている。

やされた労働の抽象的・人間労働(社会的労働)としての社会的性格に由来するのではないと考えられるのである。

さて以上の考察によって、まず「社会的価値」と「価値」との違いが明らかになり、さらに「社会的価値」概念自体の特質も「社会的(必要)労働時間」の社会性をとおして明確にし得たと思われる。そこで次に、この「社会的価値」と「市場価値」との関係を考察することにする。

(2) 「市場価値」と「社会的価値」

先に述べたように、マルクスは「市場価値」と「社会的価値」の区別についても特に言及しておらず、それゆえ独自の考察を要するが、結論的に言えば、両概念の間には「社会的価値」と「価値」との間におけるほどの本質的な差異はないと考えられる。というのは、「社会的価値」はいわば量的規定を含んだ価値概念であり、『資本論』冒頭の未だ質的にしか規定されていない段階での「価値」の発展した概念であって、両者の間には明確な概念内容上の違いが見られた。しかし「市場価値」と「社会的価値」との間にはそのような内容的な違いはなく、「市場価値」とは「社会的価値」を、世間的により通りの良い言葉で表現したものに過ぎないのではなかろうか¹²⁾。敢えて両者の違いと関連を述べれば、「市場価値」の方は市場価格変動の中心として、競争の表面に現われるままのきわめて具体的・表層的な概念であるのに対し、「社会的価値」の方はそうした「市場価値」の「社会的本質」を固有に表現する概念であると言えるかもしれない¹³⁾。

しかし、「市場価値」と「社会的価値」が

12) その限りでは、「市場価値」をより積極的に「市場調整価格」として位置づけようとする高須賀義博氏の主張(=「市場価値」観)は傾聴に値すると言えよう。高須賀義博『現代価格体系論序説』(岩波書店、1965年)第1篇第1章参照。

ほぼ同義であるとしても、「市場価値」をまず「社会的価値」として把握することには重要な意義があると思われる。実際マルクスは『資本論』第3巻第10章で市場価値についての立ち入った規定を論じる前に、諸個別的価値と対立する「一つの社会的価値」の成立を強調している。このことは、市場価値の大きさの規定に入る前に、市場価値のいわば質的な規定を与えている、というように理解できるのではなかろうか¹⁴⁾。

13) 「社会的価値」と「市場価値」をこのように本質-現象形態の関係で捉える場合、以下の補足が必要である。まず一般的に言えば、本質としての「社会的価値」に対応して現象形態を表現するのは、むしろ「市場価格」であろう。しかし「市場価格」は同時に需給関係による影響一般をも含む概念である。したがって「社会的価値」を純粋に反映する現象形態として「市場価値」が「市場価格」一般から区別される必要があったと思われるのである。それゆえ「市場価値」とは、さまざまに変動する諸「市場価格」のうち「価値」とおりの価格に照応する特殊な「市場価格」を表現する概念であると言えよう。「市場価値」を現象形態を示す概念だとする考え方は従来の「市場価値」理解に馴染まないかもしれないが、「——価値」という用語でありながら現象形態を示すという点では、例えば「交換価値」という用語と同様な関連を見ることができないだろうか。言うまでもなく「交換価値」は商品の「価値」本質の現象形態である。(ついでながら、この「交換価値」という用語も、マルクスの時代にあっては専門用語というよりも一般用語に近い言葉であった。その、いわば世俗にまみれた言葉から、マルクスは本質としての「価値」を「蒸留」したのである。)なお、私見のように「市場価値」と「社会的価値」に対応させてではないが、市場価値を本質と現象とに区別して理解しようとする見解は藤島洋一氏がすでに提示されている。氏は「平均規定」で「客観的本質規定」が与えられており、いわゆる「不明瞭な箇所」での規定(本稿での「限界規定」)は現象に関する規定だと理解される。しかし私見では、「平均規定」も「限界規定」も「市場価値」という現象の規定として理解される。藤島洋一「市場価値論論争におけるもう一つの解決」、九州大学(院)『経済論究』第29号、1973年2月、参照。

そこで、(1)で考察した「社会的価値」の概念にもとづいて「市場価値」とは何であるかを考えたとき、まず次のことが明らかになる。すなわち、市場価値の大きさがどのように規定されようと、つまり「平均規定」であれ「限界規定」であれ、そのことは規定された値が「市場価値」か否かという問題には無関係だということである。なぜなら、「市場価値」＝「社会的価値」の本質的な要件は、それが同一部門内の諸個別的価値にもとづいて形成され、さらに一般的・統一的な（すなわち社会的な）価値としての性格を有しているか否かという点に掛かっているに過ぎないからである。「平均規定」と「限界規定」の相違は、需給一致のもとでの規定か不一致のもとでの規定かという点にあるに過ぎず、それぞれの需給関係のもとでの生産者間の相互関係をとおして（すなわち諸個別的価値にもとづいて）形成された社会的な価値であることに変わりはない。

第2に明らかなのは、「限界規定」の際に部門全体の個別的価値の総額と市場価値の総額が一致しなくなることもまた、市場価値としての要件には抵触しないということである。なぜなら「市場価値」＝「社会的価値」の社会性は価値実体の社会性と別であり、したがって部門全体に投下された労働の総量（＝個別的価値の総額）と常に一致しなければならない理由はないからである。ただし、「市場価値」と投下労働量との間に連関がないのではない。投下労働量は個別的価値を規定し、個別的価値は競争をとおして「市場価値」を規制する。投下労働量はこうした個別的価値の媒介をとおして、いわば間接的に「市場価値」を規制しているのである。

さて以上のように本節では、「社会的価値」と「価値」、「市場価値」と「社会的価値」という2段階の考察を経て、市場価値概念の明

確化に取り組んできた。それによって明らかになったのは、まず、「社会的価値」は「価値」のより発展した概念であって、「社会的（必要）労働時間」が担う独自の社会性（部門内の同一性にもとづく一般的・統一的な社会的性格）こそが、「社会的価値」を「価値」から区別する決定的な要因であることである。次いで「市場価値」をこの「社会的価値」の特質にもとづいて考察し、従来市場価値規定の不明瞭な点として問題にされてきた論点、すなわち「限界規定」やその際の投下労働量との不一致が、「市場価値」の概念と矛盾しないことが明らかになった。そこで次のⅢでは、「市場価値」についてのこうした理解にもとづいて、さらに価値法則の貫徹と市場価値の諸規定との関連について考察を進めることにする。

Ⅲ 市場価値規定と価値法則の貫徹

価値法則とは一般に、「社会的必要労働時間」による価値の大きさの規制法則であり、さらには社会的労働の配分法則である、と理解されていると言えよう。しかし「社会的必要労働時間」による価値の大きさの規制と社会的労働の適正配分とがどのような繋がりを有するかは、必ずしも明確になっていないように思われる¹⁵⁾。私はそれを繋ぐ理論的な媒

15) 厳密に言えば、「社会的必要労働時間」による価値の大きさの規定（＝「社会的価値」の規定）とは区別して、そうした「社会的価値」＝「市場価値」による市場価格の規制も価値法則の貫徹諸形態の一環として位置付けられるべきであろう。いわゆる、価値の価格調整機能であり、交換の規制法則（いわゆる等価交換法則）である。したがって価値法則は、「社会的必要労働時間」による「社会的価値」の規定（または諸個別的価値からの市場価値の形成）を基本内容としつつ、それを基礎に、需給関係をとおして市場価格の変動を規制し、さらには同時に、そうした市場価格をめぐる変動をとおして社会的労働の適正配分を規制する法則（これらの規制作用は法則のいわば「作用形態」として、内的連関と立体的な相互関連のもとに理解すべ

14) 後述の注16)の後半も参照。

介環として市場価値の諸規定¹⁶⁾を位置付けることができるのではないかと考える。またこうした視角から市場価値の諸規定、とりわけ「限界規定」の理論的役割を明らかにできれば、そのことが逆に「限界規定」の積極的な意義を証明することにもなる。

ところでⅡでの考察からも窺えるように、「社会的必要労働時間」の概念規定が『資本論』冒頭で与えられていることには注意を要する。なぜなら「社会的必要労働時間」の形成は「社会的価値」＝「市場価値」の形成と論理的には同じ次元に属する（つまり競争を前提する）にもかかわらず、『資本論』冒頭

きだと思われる。なお価値法則のこうした諸側面については、例えば山本二三丸氏が以下の諸論稿で詳しく考察されている。「いわゆる『労働配分決定の法則』について——価値法則論を中心として——」（『立教経済学研究』第5巻第1号1951年7月）、「交換価値と価値——価値法則論を中心として——」（『立教経済学研究』第5巻第2号、1952年2月）、「価値論研究」（青木書店、1963年）第2章など。

- 16) 「市場価値の諸規定」という言葉は、本稿では『資本論』中のそれと若干異なったニュアンスで用いられていることをここで断っておきたい。その違いは次の2点にある。第10章での市場価値規定についての叙述では、まず需給一致のもとでの市場価値規定、すなわち「異なる（生産——山本）諸条件のもとで生産されているこの商品総量の構成諸部分のあいだの割合だけ」（KⅢ.194）の違いにもとづく市場価値規定について、「商品総量の構成諸部分のあいだの割合」の違いを3つに類別して分析されている。そして市場価値規定に関する叙述は大半がこの分析に費やされているのであって、「限界規定」に係わる記述は、いわばそれへの補足として、少ない言葉で言及されているに過ぎない。それゆえ、第10章のなかでマルクスが「市場価値の諸規定」と言う場合、事実上はこの3つの類別にもとづく諸規定を指していると読み取るのが自然である。しかし本稿では、こうした生産諸条件の相違によって個別的価値を異にする商品群の組み合わせにもとづく市場価値規定は結局のところ「平均規定」（厳密には加重平均規定）に帰着すると考えられるので、3つの類別にはこだわらずに「平均規定」として一括した。したがって本稿で「諸規定」と言う場合に

という、競争など問題にならない極めて抽象的な論理段階で早くも登場するからである。しかし、そこで与えられている「社会的（必要）労働時間」の規定が同じく抽象的な概念規定に過ぎないことから考えれば、この「社会的（必要）労働時間」の規定は、その形成の問題も含めて、あらためてより詳しく行われなければならない必然性を孕んだものであると推察できるのである。では、『資本論』のどこでそれが果たされているかと言えば、「社会的価値」＝「市場価値」の規定の問題として第3巻第10章で行われていると考えざるを得ない¹⁷⁾。このように、「社会的必要労働時

は、むしろ「平均規定」と「限界規定」という2つの根本的に異なる「諸規定」を含意している。これが第1点である。

もう1点は、本稿では「市場価値規定」という言葉は、厳密には「市場価値」の大きさの規定という意味で用いており、「市場価値」のいわば質的规定（＝概念規定）と意図に区別していることである。この点については、『資本論』中でもそのような意図的に使い分けられているか否かは判然としないが、Ⅱでも触れたようにマルクスが「市場価値」の大きさの規定に先立って、市場価値とは何かについて論じようとしているのは確かなように思われる。（マルクスが「価値どおりに売られるという仮定が意味している」ことを説明する際に「市場価値——これについてはあとで述べる——」（共に、KⅢ.187）と言っていることから、マルクスとしては、「市場価値」について、大きさの規定に立ち入る前にその一般的概念に言及するつもりだったと受け取れる）いずれにせよ本稿では、従来の議論では、「市場価値」の大きさの規定に関する記述を引合いに出して「市場価値」の概念が問題にされがちだったという反省に立って、市場価値の概念規定の大きさの規定の区別に気を配り、言葉の上でも、「市場価値規定」という言葉をもっぱら大きさの規定という意味で用いることを明記しておきたい。

- 17) ただし、『資本論』の理論体系のなかで第10章が占める論理的位置（あるいは章の課題）については、当然ながら別の観点から考える必要がある。結論だけ言えば、第10章はあくまで第3巻第2篇「利潤の平均利潤への転化」を主題とする論述の一環として位置付けられるべきで

間」が市場価値論のなかで具体化されていることは、とりもなおさず価値法則が市場価値法則としてより具体的に展開されていることを意味する。それゆえ市場価値の諸規定を価値法則の展開との関連で位置付けようとする上記の視角は、決して筋違いではないと思われるのである。

(1) 需給関係と市場価値の諸規定

市場価値規定について、とりわけその「限界規定」を念頭に置きながら、論じるに当たってまず明らかにしておかなければならないのは、市場価値の諸規定と需要供給との関係である。これに関してあらかじめ注意を促しておきたいのは、「平均規定」も「限界規定」も共に一定の需給関係のもとでの市場価値規定であって、決して「限界規定」だけが需給関係を前提しているのではないということである。つまり、しばしば誤解されているように、「平均規定」が一般的・抽象的規定であり、「限界規定」が需給関係を含んだ特殊・具体的な規定だとする理解は誤りであって、「平均規定」もまた需給関係を前提してい

あり、何よりも「競争による一般利潤率の均等化」（第10章の3つの表題のうちの最初のもの）のメカニズムを解明することに当てられた章として捉えられるべきであろう。実際、第10章の叙述展開はそうした趣旨に則ったものとなっているのであって、分量的に見ても、市場価値や市場価値規定のために費やされている叙述は全体の一部でしかないし、述べ方を見ても、あくまで「一般利潤率の均等化」のメカニズム解明という主題に従属した形で述べられている（マルクスは市場価値を説明する過程で繰り返し、商品の価値とりの交換や価値法則による価格規制の話に立ち返っている）のがわかるのである。市場価値論がこうした主題との関連のなかで説かれていることは、それが理論的に冒頭価値論の具体化という意義を含んでいることと矛盾するものではない。それは例えば、地代論の一環をなす「差額地代論」が内容的に見て市場価値論の例証としての意義をも含んでいることと同様である。

る¹⁸⁾。しかし「平均規定」の場合には需給は均衡しているので、市場価値は事実上、部門内の生産者たちの相異なる生産諸条件の組み合わせによって規定されるに過ぎない。

要するに、市場価値の諸規定はどれも等しく需給関係を前提する論理次元のものとして捉える必要があるのであって、その上で需給関係は3つに区別される。すなわち、第1に需給一致の場合、第2に需給の一定限度内での乖離の場合、第3に需給のいちじるしい乖離の場合である。そしてこの3つのケースに対応するのが、順に「平均規定」であり、「限界規定」であり、さらに「市場価格」の「市場価値」から乖離である¹⁹⁾。ここで第3

18) マルクスは、市場価値が形成されるためには「同じ種類の商品の生産者たちのあいだの競争、ならびに彼らが共通に彼らの商品を売りに出す一つの市場の現存が必要である」(KⅢ. 190)と述べている。市場価値の形成が「一つの市場の現存」を前提するならば、市場価値の規定は需給関係を前提すると考えられるよう。なぜなら、市場は「商品の売り手と買い手とをそのうちに含んでいる」(マルクス『資本の流過程——『資本論』第2部第1稿——』大月書店、中峯照悦・大谷禎之介ほか訳、1982年、66ページ)からである。

19) こうした3区分はマルクスの次の記述にもとづいている。「これまで与えられた市場価値にかんする諸規定では、生産された諸商品の総量は同一のままであり、一つの与えられた総量であるということ……が想定されている。この商品総量が普通の供給分量であると仮定し、……この商品総量にたいする需要もまた普通のものであるならば、この商品はその市場価値で……売られる。／……これに反して、商品分量がそれに対する需要よりも小さいかまたは大きい場合には、市場価格の乖離が生じる。まず第1の乖離は、商品分量が過少な場合には、つねに、最悪の諸条件のもとで生産された商品が市場価値を規制し、商品分量が過大な場合には、つねに、最良の諸条件のもとで生産された商品が市場価値を規制するということであり、したがって、異なる諸条件のもとで生産されている商品の諸総量のあいだの単なる割合をもとにすれば別の結果が生じざるをえないにもかかわらず、両極の一方が市場価値を規定するということで

のケースは「市場価値」の問題から離れて「市場価格」の問題となるので、以下では省くことにし、需給の不一致に関しては第2のケースだけを問題にする²⁰⁾。

そこで次に問われるのはこれらの市場価値規定相互の関係であるが、それに関しては、市場価値と需給関係は相互に規制し合うのであって²¹⁾、需給の状態は決して固定的なものではないということが重要である。つまり一定の長期間で考えれば、需給均衡→供給過多→需給均衡→需要過多→需給均衡、というサイクルで需給状態は変動し、それに対応して市場価値規定の方も、平均的価値による規定→最優等の個別的価値による規定→平均的個別的価値による規定→最劣等の個別的価値による規定→平均的個別的価値による規定、というように変動すると考えられるのである。したがって、市場価値規定

ある。／需要と生産物分量との差がもっと大きければ、市場価格もまた、市場価値から上か下かにもっと大きく乖離するであろう。」(KⅢ. 194~195, 斜線——山本) マルクスはまず需給一致の場合と不一致の場合を区別し、次いで不一致の場合を「第1の乖離」と、「需要と生産物分量との差がもっと大きい」場合とに分けていって考えられる。

20) 「限界規定」は通常、需給不一致の際は最良または最悪の個別的価値によって市場価値が規定されることを言うが、厳密に言えば、需給不一致の際には一律に「限界」の個別的価値によって規定されるわけではなく、需給不均衡の度合いによって「平均」と「限界」との間のどこかの水準で決まると考えるべきであろう。(ただし、不均衡がどんなにはなほだしくとも最極端を越えることはない) マルクスが、需給不一致の場合にはただちに「両極の一方が市場価値を規定する」と述べているのは、彼の例にあっては生産諸条件が単純に優位・中位・劣位という3つのタイプに類別されているからだと思われる。いずれにせよ「限界規定」にまつわる問題の本質は、市場価値の総額が個別的価値の総和と一致するか否かという点にあるのであり、その点で言えば、「限界」であれ、「平均」と「平均」とのあいだであれ、同じことである。したがって本稿ではこの違いにこだわらない。

相互の関係という問題に即して言うならば、「平均規定」と「限界規定」とは単純に固定的・対立的な関係にあるのではなく、むしろそれらは、需給の変動に対応した市場価値の変動の諸局面を表現するものとして、いわばダイナミックな連関の下にあると言い得るのである。また価値法則の貫徹という点で見れば、こうした市場価値それ自体の変動過程が、市場価値をめぐる市場価格の変動と合わせて、価値法則の貫徹の具体的な様態を示していると理解できるのではなからうか。

ところで、需給の状態に応じたこのような市場価値の変動は、価値法則のもう一つの側面である社会的労働の適正配分とどのような関連にあるのか。さらにその点に考察を進めることにしよう。

需給の不一致は市場価格の市場価値からの乖離をもたらし、それによってその部門ではより高い、あるいはより低い利潤率が実現される。そしてこの利潤率と他部門のそれとの格差によって資本のこの部門からの流出入が起り、それにともなってこの部門に投下される労働量に変化が生じる。こうして労働の量がこの部門の商品の社会的に必要な総量を生産するのに必要な分量に達したとき、需給は再び一致し、市場価格も市場価値に一致する。——これが一般的な理解であろう。しかし問題は新しい市場価値の水準がどのように決まるかである。もし市場価値の「限界規定」を認めず、市場価値は加重平均規定によってしか決まらないのであれば、新しい市場価値水準は新しい商品構成のもとでの加重平均規

21) 「需要と供給とが市場価格を——またはむしろ、市場価値からの市場価格の乖離を——規制するとすれば、他方では、市場価値が需要と供給との関係を、または需要供給の変動がそれをめぐって市場価格を振動させる中心を、規制する。」(KⅢ. 190) 「需要と供給とが市場価格を規定するとすれば、他方では市場価格が、そしてさらに分析すれば市場価値が、需要と供給を規定する」(KⅢ. 200)

定によって決まることになるが、しかし問題はここにある。マルクスによれば、「市場に見いだされる諸商品の量的規模とそれらの市場価値とのあいだには必然的な連関は実存しない」(KⅢ. 196)のだから、新しい市場価値水準が需給の実情に応じた水準に決まる必然性はないことになる。したがって以前と同じ水準に決まるとしてもおかしくないわけである。実際増加または減少した分の商品構成が以前と同じであればそうなることになる。しかしこれでは価値が社会的労働の適正配分を規制していることにはならない。価値がそうした規制力を発揮するためには、需給の変動に応じて(商品構成の変動とは別に)再生産の基準としての市場価値の水準も変わらなければならないのである。別の言い方をすれば、市場価値の規定は需給の変動に感応するものでなければならない。そして市場価値の「限界規定」こそそうした役割を担っているのである。なるほど「限界規定」の場合は市場価値の総量と個別的価値の総和とは必然的に乖離する。そしてその限りでは価値法則に反するように見える。しかしそれは「限界規定」だけを取り出して市場価値の規定を見るからであって、「平均規定」を含めて市場価値を全体としてみれば、そして需給のフレキシブルな動きを妨げる(したがって競争の自由を妨げる)要因がない限りは、比較的長期間をとって見た市場価値の水準は「個別的価値」の総和によって規定される水準に一致するのである。逆に言えば、市場価値と投下労働量との一致は、こうした長期的な諸変動の平均値としてのみ把握し得るのであって、決してあらゆる瞬間に成り立っているのではない。

ところでこうした市場価値観が示しているのは、価値法則の貫徹ということについての新しい理解である。すなわち価値法則は、社会的欲望の量が問題となる次元では、市場価値のこうしたダイナミックな動きをとおして、あるいはそのような姿で、貫徹するものとし

て理解されるべきだということである。さらに言えば、市場価値の法則は「競争から生ずる」のであり、「したがって、それは、自然法則ではなく社会的な法則である」(ともにTⅡ. 81)ことを弁えることが重要である。競争、したがってまた生産者間の競争が捨象されれば、さまざまな個別的価値とは区別される「一つの社会的価値」の成立など問題にならず、価値法則が市場価値法則として貫徹するのは競争を媒介とすることなしにはありえないのである。

なお、労働による価値の規制という点では、さらに2つのことを付言しておきたい。ひとつは、需給がどんなに乖離しようと市場価値を規定するのはあくまで、限界に位置する現存の個別的価値であって、決してそれらとは別のものによって規定されるのではない、ということである。つまり「限界規定」の場合も「平均規定」の場合も、市場価値はそれを規定する特定の個別的価値を通じて労働の規制を受けていると言えるわけである。また第2点は、価値と労働との一致・不一致は市場価値の「限界規定」に際して初めて生じるわけではなく、すでに「社会的価値」ないしは「社会的必要労働時間」の概念が登場する論理段階において生じる事態だということである。なぜならすでにこの段階で、個々の商品に直接的に費やされた労働の量と「社会的価値」としてのそれらの「現実の価値」の大きさととははや一致しないのが通常となり、したがって「社会的価値」の次元では、商品の価値とその商品に直接的に費やされた労働とは不一致が通常だからである。

ところで、こうした市場価値の変動過程は「社会的必要労働時間」の変動過程でもあるが、この過程をとおして『資本論』冒頭の抽象的な「社会的必要労働時間」の規定はどのように具体化されることになるのか。この点についての考察に進むことにするが、この問題は「社会的必要労働時間」の第2の意味と

係わっているのです、マルクスの命題の検討から始めよう。

(2) 社会的欲望と「社会的必要労働時間」の概念

まず『資本論』冒頭で与えられている規定では、「社会的必要労働時間」とは、「現存の社会的・標準的な生産諸条件と、労働の熟練および強度の社会的平均度とをもって、なんらかの使用価値を生産するのに必要な労働時間」(K I.53, 強調——山本)である。他方第3巻において、「社会的必要労働時間」について、「市場にあるその商品種類の社会的に必要な総量を社会的生産条件の所与の平均のもとで生産するために必要な労働時間」(K III.654, 強調——山本)という規定が与えられており、ここには社会的欲望(需要)の契機が含まれているとして、「社会的必要労働時間」の概念が社会的欲望の契機を含むものとして理解すべきだとする「消費説」と、それを排除して捉えるべきだとする「技術説」との間で論争が行われてきたわけである。

これら2つの規定の関係について述べれば、第3巻で述べられているのは、第1巻冒頭で規定されている「社会的必要労働時間」の、より展開された、あるいはより具体的な規定であると言えよう。『資本論』第1巻の論理段階では需給関係が捨象されていたので、社会的欲望の契機が「社会的必要労働時間」の規定に入り込む余地はなかったが、欲望の社会的分量が問題になる第3巻の論理段階では当然、規定要因として立ち現れてくることになる。しかしここで注意しなければならないのは、第3巻の方の規定においても、あくまで「生産するために必要な」労働時間としての規定が基礎になっており、したがって生産の技術的諸条件から遊離して「社会的必要労働時間」を考えることはできないということである。

ところで社会的欲望については需給が一致

している限りは問題にならないと思われがちだが、そうではない。この場合には、一方では社会的必要労働時間が平均的な個別的労働時間によって規定されていることを意味すると同時に、他方ではその労働時間での生産がその商品に対する社会的欲望に見合っていることを意味しているのであって、需給が一致しているレベルでの社会的欲望への対応を含んでいるのである。では、需給不一致の場合にはどうなるのか？その場合、一方では技術的な意味での社会的必要労働時間が費やされていても、他方ではその労働時間での生産がその商品に対する社会的欲望に見合っていないことを意味する。ここで重要なのは、この両側面を固定的に捉えないことである。そしてこの状態に対応するのが市場価値の「限界規定」だと思われるのである。つまりその場合にはまず、社会的必要労働時間は平均より長い個別的労働時間によって規定され、したがってすべての商品には今やこの新しい社会的必要労働時間が含まれることになるわけである。なぜ平均的個別的労働時間によってではなく、より長い個別的労働時間によって社会的必要労働時間が規定されるのかと言えば、需要が強調の場合、それに見合う生産をするためには社会的により多くの労働時間が必要となり、社会的に必要な商品1単位当たりの労働時間もより長くなるからだと考えられるが、その際の、「商品に対する欲望を社会的な範囲で満たすため」の必要性が、平均的労働時間ではなく、それよりも長い個別的労働時間に「社会的必要労働時間」としての「社会的・標準的な」すなわち一般的・統一的性格を付与するわけである。このように考えると、社会的必要労働時間の2つの規定の関係は、市場価値の2つの規定(「平均規定」と「限界規定」)に対応していることがわかるだけでなく、社会的欲望の量が市場価値や社会的必要労働時間を直接規定するのではなく、需給関係をとおして、市場価値や社

会的必要労働時間の水準の決定に間接的に影響を及ぼすという形で係わるのだということも明らかになるのである。

IV まとめ

市場価値の「限界規定」について述べていると考えられる『資本論』第3巻第10章中の諸記述は長いあいだ「不明瞭な箇所」とされ、マルクスの価値理論のなかでそれが有する意義と役割を明らかにするための多くの努力が費やされてきた。そうしたなかで一方では価値の形成（ないし成立、以下同じ）には労働のみが係わり、需要（＝社会的欲望）は価値の実現や価格の変動にのみ係わるにすぎないとする通説の「価値」観を問い直し、需要または需給関係もまた価値の形成に関与するとする「消費説」の見解も登場してきたのである。本稿の問題意識もこうした議論の流れと深く係わっているが、しかし同時に本稿での問題視角は従来の議論に対する次のような疑問に立脚するものでもあった。すなわち第1に、価値の形成に何らかの意味で需要が関与するにせよ、しかしそれは労働と同じ次元で論じられるはずのものではありえないということである。なぜなら、もしそうであれば、すでに「技術説」による「消費説」への反批判のなかで言われているように、「価格」とは区別される「価値」について論じることは直ちに無意味となるからである。しかし他方では「不明瞭な箇所」を初めとして、マルクスの諸論稿のなかに需要を考慮したかに見える記述が散在することも確かである。したがって問題の解決のためには、労働と需要を単に対立的に位置付けたり、逆に両者を共に価値の形成の論理のなかに組み込んだりして済ますのではなく、需要と価値との関係を積極的に解明することによるほかはない。それは、需要と価値との接点を見据えて、両者の係わり方を論理的に明確にするということである。

本稿ではこうした問題視角にもとづいてこ

の「接点」を市場価値の「限界規定」に見出だし、その「限界規定」の、一方での価値論的な性格と、他方での需給関係との関連の仕方とを明確にしようとしてきた。しかしそのためには、マルクスの直接関連する記述の解釈に止どまるわけにはいかず、「市場価値」の概念そのものを洗い直す必要があったし、さらにそのためには、「社会的価値」の概念を媒介にして、「市場価値」と冒頭の「価値」との差異と連関を解明する必要があったのである。そしてこの予備的な考察をおして明らかになったのは、「社会的価値」の概念が「市場価値」の社会的特質を直接的に表現する概念であり、その「社会的価値」は、商品種類（ないし部門）の同一性という社会的規定性をさらに含むという点で、冒頭の「価値」と決定的に区別されるべきものだということである。すなわち「市場価値」（＝「社会的価値」）は、この独自の社会性を体现するかぎり「市場価値」なのであり、労働の量によって裏付けされているか否かが「市場価値」を「市場価値」たらしめるのではないということである。

さてこうした「市場価値」概念に則れば、「限界規定」による「市場価値」の価値範疇としての性格を疑問視する必要はなくなる。しかし他方でこの「限界規定」には、需給状態に即応した価値決定の在り方が具現されていることも見落とすわけにはいかない。Ⅲでは、とりわけ社会的労働の配分および「社会的必要労働時間」の第2の意味との関連で、この側面の解明に取り組んできたが、それによって次のことが明らかになった。すなわち価値の大きさは需給の状態によって（市場価値規定の変化という形で）影響を被るが、しかしそれは需要の大きさによって価値の大きさが規定されることを意味するのではなく、需給の状態によって、その時々「社会的欲望」に応じた生産量を担うための社会的・標準的な価値の大きさが、現存する最劣等の個

別的価値から最優等の個別的価値の間で推移するという事を意味するにすぎない、ということである。それはまた、「限界規定」を含む市場価値の諸規定が、需給の状態に応じて価値法則がダイナミックに貫徹する姿を、むしろ積極的に説明するものであることをも示していると言えるのである。

こうした理解に立てば、需要は決して価値の形成そのものに直接関与するのではなく、市場価値を決定する生産者間の競争に影響するという限りで間接的に係わるにすぎないことがわかるのである。だから今やわれわれは、例えば高木氏のように、「社会的需要が価値の大きさを規定する」と考える必要はない。高木氏を含む従来の議論では、「社会的価値」と「個別的価値」との差異を「価値」と「労働」との差異に還元して論じられがちであったと思われるが、そのような方法上の不適切さが見掛けの上でのジレンマを生むことになったのではなからうか²²⁾。ともあれ本稿での考察をとおして、市場価値の「限界規定」も、マルクス価値論の上向的展開のなかに正当に位置づけることができたと思われる。

補論：「虚偽の社会的価値」 理解の新視角

差額地代を論じた『資本論』第3巻第6篇

22) マルクスの次の言葉は本稿で示した理解を裏付けていると思われる。「市場価値と価値との差が生ずるのは、一般に、生産物が絶対的にその価値よりも高く売られるからではなくて、ただ、一部面全体の生産物のもっている価値が生産物1個当たりの価値とは違っていることがありうるからでしかない。……中略……それゆえ、生産物の市場価値と個別的価値との相違が関係をもつことができるのは、ただ、一定の労働量が総生産物のいろいろな部分を生産するさいの生産性の程度の相違にたいしてだけである。生産物の市場価値と個別的価値との相違は、この部面一般で充用されている労働量とは無関係に価値が規定されているということとは、けっして関係をもちえないのである」(T II. 269)

の叙述のなかで初めて(しかも唯一箇所)登場する「虚偽の社会的価値 ein falscher sozialer Wert」という用語をめぐって、地代論研究者を中心に多くの議論がなされてきた。その論点の一つに、これが土地生産物の市場価値だけに係わるのか、あるいは商品の市場価値一般に係わるのか、という問題があるが、本稿の主論点のひとつである「市場価値」概念の明確化に係わることでもあるので、最後にこの問題についても簡単に言及しておきたい。マルクスの当該箇所での記述は次のとおりである。

「差額地代一般について言っておきたいのは、市場価値がいつでも生産物量の総生産価格を越えているということである。… …(中略)… …これは、資本主義的生産様式の基礎上で競争の媒介によって実現される市場価値による規定である。この規定は、ある虚偽の社会的価値を生みだす。これは、土地生産物が従わされる市場価値の法則から生ずる。生産物の、したがってまた土地生産物の、市場価値の規定は、社会的に無意識に無意図に行われる行為だとはいえ、一つの社会的行為であって、この行為は必然的に生産物の交換価値にもとづくもので、土地やその豊度の相違にもとづくものではない。」(K III. 673, 強調——山本)

問題の出発点に係わることだが、まず確認しておきたいのは、この記述の焦点は「市場価値」(したがって本稿で論議的にしてきた「社会的価値 gesellschaftlicher Wert」)それ自体ではなく、「市場価値」(「限界規定」による)と「個別的価値」との差額(の総額)であり、「虚偽の社会的価値」とはこの差額部分を指すものに他ならないということである。これは地代論以前の論述にあっては「特別剰余価値」と呼ばれてきた部分であるが²³⁾、

23) 「特別剰余価値」の概念やその源泉についても論争があるが、ここではそれに立ち入らない。しかしその概念に関して、次のことだけは述べ

すでにこのことだけからでも明らかなのは、議論の際に「虚偽の社会的価値」と対比されるべきは「特別剰余価値」でこそあれ、「市場価値」ないし「社会的価値」ではない、ということである。ところが従来の議論においては、おそらくは同じ「社会的価値」という訳語に惑わされて、当然のように「虚偽の社会的価値」と「社会的価値」(=「市場価値」)とを並べてその異同が問題にされてきた。これは奇妙な問題設定と言わなければならない。なぜなら、sozialer Wert と gesellschaftlicher Wert とは、そもそも指示する対象が異なり、そのことだけから見ても、用語が異なるのは当然だからである²⁴⁾。それゆえ、まず問題の所在認識そのものを修正する必要があるのであって、真の問題は、それまで「特別剰余価値」と呼ばれてきた価値部分に対して、なぜここで新たに「虚偽の社会的価値」とい

う規定が与えられているのか、という点にある。問題のこのような再設定によって、同じ「社会的価値」だが原語が異なるのはなぜか、という問題は消滅してしまう。

そこで、議論を「真の問題」、すなわち「特別剰余価値」に対して、なぜ差額地代を論じている叙述のなかで新たに「虚偽の社会的価値」という規定が与えられているのかという問題に移そう。しかしこの問題を考えるに当たって、引用文の全体を文脈に注意してよく読むと、また新たな疑問に突き当たる。すなわち「虚偽の社会的価値」という規定は、はたして土地生産物における「特別剰余価値」に対してだけ与えられた規定なのか、という疑問である。まずこの疑問について、引用文に即して考えてみよう。

傍点部を素直に読めば、「この規定」とは当然、その前の文にある「市場価値の規定」を指すわけだから、ここでは、「虚偽の社会的価値」が「市場価値の規定」から生じる、と述べられていることは議論の余地がない。にもかかわらず議論が生ずるとしたら、おそ

ておかねばならない。この概念を「社会的価値」と「個別的価値」の差額として捉えることと自体に異論は出まい。しかし「社会的価値」が、ここでのように「限界規定」による「市場価値」をも意味するとすれば、話は別である。なぜなら従来の「特別剰余価値」の理解では、「社会的価値」とはあくまで平均的な価値であり、市場価値論の次元で言えば「平均規定」による「市場価値」であるということが暗に前提されていたからである。したがってこの前提の下では、商品全体として見れば「社会的価値」と「個別的価値」の差額など生じず、「虚偽の社会的価値」などはそもそも問題になりえなかった。だが、本稿での立場はこれとは異なる。IIでの考察の帰結として、「社会的価値」概念にこのような暗黙の前提が含まれているとは考えられず、「限界規定」による「市場価値」を「社会的価値」の範疇から除外する根拠はない。実際、『資本論』第1巻第10章での「特別剰余価値」に係わる記述からは、「社会的価値」と「個別的価値」の差額であるという以上の規定は見出だせないのである。したがって本稿の議論では、「社会的価値」と「個別的価値」の差額という単純な規定において「特別剰余価値」の概念を理解し、それゆえ当然「社会的価値」には、「限界規定」による「市場価値」も含まれることが前提されている。

24) これに対して、「市場価値」と「個別的価値」の差額部分も「市場価値」の一部分であり、したがって「社会的価値 gesellschaftlicher Wert」の一部分であるから、「対象が異なる」ということは問題の解消に繋がらない、という意見があるかもしれない。しかし本稿での考察が示したように、社会的価値「gesellschaftlicher Wert」の社会性は「個別的価値」との対立において生じる社会性であり、この対立関係にもとづく質的な規定性である。したがって「市場価値」と「個別的価値」との差額部分だけを取り出して gesellschaftlich な性格を論じることが意味がない。ところがマルクスがここで問題にしているのは間違いなくこの差額部分であり、この部分固有の規定性である。それゆえこの規定性 (sozial な性格) が、少なくとも「gesellschaftlich な性格」とは別のものであることは明らかであり、両者を関連づけて捉えなければならない理由はなくなるのである。そして、それならそれで原語の違いを問題にする理由もなくなるわけで、やはり問題は解消するのである。

らく傍点部の次の文にある「土地生産物が従わされる」という句と関連するだろう。すなわちこの句から、ここでマルクスが述べているのはあくまで土地生産物における市場価値のことであって、それ以外の生産物にもこの命題（「虚偽の社会的価値」が生じるという）が妥当するか否かについては述べられていない、と判断するわけである。しかしこの判断は極めて特異なものと言わざるをえない。ここでの「土地生産物が従わされる」という一句は「市場価値の法則」という言葉を、「土地生産物」以外の生産物が「従わされる市場価値の法則」から区別して限定しているのではなく、むしろ「土地生産物」を含めて、一般に商品生産物が従わされることの「市場価値の法則」を指しているのである。この解釈が妥当であることは、それに続く文を読めば明らかである。したがって、引用した文章で述べられているのは「市場価値の法則」に関する一般的な命題であって、差額地代を主題とした叙述のなかの文章であるからといって、「土地生産物」の市場価値にだけ係わるものであると解すべきではなからう。

では「虚偽の社会的価値」が、市場価値の「限界規定」の場合に生じる「特別剰余価値」に対する一般的な規定²⁵⁾であるなら、なぜそうした命題が地代論に至って初めて登場するのか。この点に関してはおそらく、第10章にせよ第6篇にせよ、もともとは草稿であって十分に整理されたものではないということ、さらにマルクスにあっては当初、地代の問題は超過利潤論の例証として扱うべきものと考えられており、したがって市場価値論との密接な関連のもとで構想されていたことが考慮

25) こうした「虚偽の社会的価値」が生じるのは当然ながら、需要が過多で最も高い個別的価値が市場価値を規定する場合だけである。これとは逆に、供給が過剰で最も低い個別的価値が市場価値を規定する場合には、差額の価値部分が「市場価値の法則」によって消失したのである。

されねばならないだろう²⁶⁾。このように考えるならば、第6篇中に見受けられる市場価値への諸言及は、単に第10章ですでに提示された諸命題の再論や別表現であるに止まらず、マルクスの市場価値論の重要な構成部分として積極的な意義を有するものである可能性があるし、たとえ第10章では述べられておらず、第6篇で初めて登場した命題であっても、市場価値論の重要な理論内容の一環を成すものとして位置づけられるべきものもあろう。このような把握に立って、「虚偽の社会的価値」についての記述を第10章での市場価値についての論述と突き合わせるならば、やはり上記のように、「虚偽の社会的価値」に関する規定を一般的なものとして捉えるのが妥当であると思われるのである。

さて、市場価値の「限界規定」によって生じる差額部分を一般に「虚偽の社会的価値」として捉えうるとしても、なお、「虚偽の社会的価値」という規定内容が何を意味するかという問題が残っている。ここでは立ち入った考察をする余裕はないが、ごく簡単に触れておこう。まず注意すべきは、原語からもわかるように、「虚偽の社会的価値 ein falscher sozialer Wert」は「虚偽」的で「社会的」な「価値」ということであり、「虚偽の」という語も「社会的」という語も共に「価値」を修飾している。したがって「価値」を2重に

26) 実際、「限界規定」による差額の価値部分は、差額地代においてこそ一定の独自の形態を受け取ると考えられるし、したがってその「虚偽」的な性格も瞭然と言えよう。なおこれについては、マルクスの次の言葉も示唆的である。

「優等地が地代を生むとすれば、このことはただ、個別的な必要労働と社会的な必要労働の差額が、工業では不断に消滅するのに、農業では自然的基礎をもつために固定されることを証明するにすぎない。」(T II. 123) 工業部門での「個別的な必要労働と社会的な必要労働との差額」は「不断に消滅する」がゆえに、第10章では「虚偽の社会的価値」に触れられなかったとも考えられる。

規定しているわけだが、まず前者の「虚偽の……価値」という規定は、やはり「個別的価値」つまり投下労働に裏付けられていない「価値」という意味であろう。また「社会的 sozialer 価値」という規定について言えば、おそらくそれは、単なる生産者同士の競争を媒介にして生じる社会的規定性とは区別されるべき社会的規定性、すなわち売り手（生産者）と買い手とのあいだの社会的関係（＝需給関係）にもとづく社会的規定性を帯びた「価値」部分という意味かと思われる²⁷⁾。しかしこのように理解する際に注意を要するのは、この「価値」部分がこのような独自の社会的規定性をもつことを理由に、この部分が需給関係によって生み出されたと言うならば、それは妥当ではないということである。なぜなら、引用文中で述べられているように、それは直接的にはあくまで「市場価値の法則から」、すなわち諸個別的価値に対立する「一つの社会的価値」の成立という事態から生ずるのだからである。実際、個々の生産者に即して見れば、需給が一致している場合であれ不一致の場合であれ、自己の個別的価値と社会的価

値とは厳密には一致しないのが通常である。だから、需給不一致の場合にだけ個別的価値と社会的価値との格差が生じるのではない。需給状態とは無関係に、「市場価値の法則」は一般に、個々の生産者に対してこの格差をもたらす。しかし供給の全体で見たとき、需給が一致している場合にはこの格差が相殺されるのに対し不一致の場合には相殺され得ないがゆえに、後者の格差が falsch かつ sozial なものとして刻印されるにすぎない。格差が「市場価値の法則から」生じることと、格差が独自の性格を有することとは区別されるべきである。

（本稿は1988年度の土地制度史学会秋季大会における報告に加筆したものである。）

27) IIIで触れたようにそもそも市場価値は、「限界規定」によるものであれ「平均規定」によるものであれ、一定の需給関係を前提しているが直接には、それを背景とした生産者間の競争をとおして形成される。ところが需給一致のもとでの「平均規定」の場合は、需給関係が背後に隠れ、あたかも純粋に生産諸条件の組み合わせだけによって決定されるかのように見える。そういう点では、「平均規定」での市場価値は生産者間の社会的関係を純粋に表わしていると言えよう。それとちょうど反対に、需給不一致のもとでの「限界規定」、とりもなおさず「虚偽の社会的価値」では、生産者の社会的関係が隠れて、他方の需給関係だけによってもたらされるかのように見え、需給関係だけが顕在化するのである。なお ein falscher sozialer Wert に関する従来の諸見解については、さしあたり、井上周八「差額地代I」(1)(2)、(佐藤金三郎ほか編『資本論を学ぶ』V、有斐閣、1977年、所収)を参照されたい。